

## お茶の京都エリア12市町村観光マップ作成業務仕様書

### 1. 事業の目的

多様な魅力を有するお茶の京都エリア（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、宇治田原町、井手町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）12市町村の観光情報を分かりやすく効果的に伝え、交通アクセスを容易に案内できるマップを作成する。

### 2. 事業の内容

言語：日本語及び英語を併記

業務期間：契約日から平成31年3月29日（金）

仕様：A1サイズ、両面カラー、マットコート70kg以上、ジャバラ折8頁（折り方については、視認性や携帯性を保持しつつ訴求力のあるものであれば企画提案することを認める）

印刷部数：30,000部

掲載内容：下記に最低限掲載するものを列記するが、追加で掲載する内容や掲載スペース・レイアウトは企画提案を求める

#### ○地図に掲載するもの

- ・お茶の京都エリア全域の道路（高速道路・国道・主要地方道・一般県道等の違いが明確になるような表記を行うこと）
- ・お茶の京都エリアの公共交通機関（JR・私鉄の違いが明確になるような表記を行うこと）
- ・等高表示が明確となるよう3～5段階程度の色表記を行うこと
- ・観光スポットの場所表示及び名称、国宝及び日本遺産構成要素の場所表示及び名称、桜及び紅葉スポット情報、茶畑景観のビューポイント

#### ○地図以外に掲載するもの

- ・表紙・お茶の京都エリアの紹介・各市町村観光問合せ先
- ・お茶の京都エリアの略図（日本・京都府の位置が分かるもの）
- ・鉄道アクセスの略図（大阪・奈良・兵庫・愛知程度の範囲）
- ・高速道路アクセスの略図（範囲は鉄道アクセスに同じ）
- ・各市町村紹介（代表観光地やその解説）

その他：・画像はDMOより提供を行うこととするが、委託料の範囲で可能なかぎり取材を行うこととする。

・成果物の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む。）はDMOに帰属するものとする。

・成果品の著作権はDMOに帰属するものとし、DMO又は12市町村が自由に二次使用（印刷物制作やホームページへの掲載等）できるものとする。

### 3. 納品について

納品物：①A1版マップ30,000部

②A4版程度での印刷に堪えるJPEG形式データ及びPDFデータ

③今後の改定作業等において、DMO及びDMOが委託した業者が再編集できるイラストレーターデータ

納品場所は、DMOへ一括納入とし、②③についてはDVDに格納し納品すること。

### 4. 企画提案書の作成

企画提案書では、以下の項目について記載すること

(1) 地図のサンプル

(2) レイアウト案

(3) 業務遂行体制

(4) スケジュール

(5) 業務を主に担当するものの実績

(6) 会社での同種業務受託実績

### 5. 執行体制

受託者は、主担当者、副担当者、責任者等を明確にし、業務内容を常に複数の者が把握し、DMOからの問い合わせ等に対応すること。

### 6. その他

(1) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないよう受託者の責任においてこれを処理するものとする。

(2) 本業務仕様書に定めのない事項については、DMOと協議するものとする。